

令和5年4月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月28日（金曜日） 議事開始 午前 8時46分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 田中 雄策
田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
高谷 千代子 増田 賢造

欠席委員

【農業委員】 稲田 優

【推進委員】 伊地知 トシ子 杉元 義男 中津 ゆみ子

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主任主事	馬越脇 浩
農地調整係主事	佐藤 純大		

議 題

- 報告第1号 農地等の合意解約について
- 報告第2号 農用地利用配分計画について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 非農地証明願いについて

事務局長

それではただいまから令和5年4月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長

【あいさつ・・・】

尾山議長

次に委員の出席状況を報告いたします。稲田委員、伊地知委員、杉元委員と中津委員より本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は農業委員9名、農地利用最適化推進委員14名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、前原委員と田中委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今日の議事に入ります。報告第1号から報告第2号及び議案第1号から議案第5号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長

(議案朗読)

尾山議長

議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第1号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

それでは、報告第1号「農地等の合意解約について」ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は35件でございます。

2ページをご覧ください。令和5年4月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

整理番号1番及び2番は、耕作に不便なため借人からの申出に伴う解約です。整理番号3番から7番は、耕作者変更のため解約するものです。整理番号8番は、耕作に不便なため借人からの申出に伴

う解約です。整理番号9番は、経営規模を縮小するため解約するものです。次のページになります。整理番号17番は、貸付農地が遊休化していたため解約するものです。整理番号24番は、経営規模を縮小するため解約するものです。次のページになります。整理番号27番から30番までは、農地を売却するため解約するものです。

以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質問がないようですので、次に報告第2号「農用地利用配分計画について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

報告第2号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。5ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和5年4月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものがございます。

計26件、56筆、61,713㎡となっております。

詳細につきましては、6ページから11ページに記載のとおりです。

以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請につ

いて」ご説明いたします。2ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転17件、貸借8件、合計25件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

初めに、所有権移転について、ご説明いたします。13ページになります。整理番号1番、田1筆、1,067㎡の贈与です。

次に、以下の整理番号2番から整理番号4番までは、三者による交換になります。整理番号2番、田1筆、366㎡です。

次に、整理番号3番、田1筆、347㎡です。

14ページになります。整理番号4番、田1筆、392㎡です。

次に、整理番号5番、田1筆、畑1筆、計2筆、1,699㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

15ページになります。整理番号6番、畑1筆、796㎡の贈与です。備考欄のとおり、稲田委員の掘起しです。

次に、整理番号7番、田1筆、758㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

次に、整理番号8番、16ページまでになります。田4筆、4,539㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、溝添委員の掘起しです。

次に、整理番号9番、17ページまでになります。田4筆、2,407㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

次に、整理番号10番、18ページまでになります。田1筆、248㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

次に、整理番号11番、畑1筆、936㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

次に、整理番号12番、田2筆、1,254㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、山下委員の掘起しです。

19ページになります。整理番号13番、田1筆、522㎡の贈

与です。備考欄のとおり、福迫委員の掘起しです。

次に、整理番号14番、田2筆、1,737㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、竹下代理の掘起しです。

20ページになります。整理番号15番、田2筆、1,620㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、竹下代理の掘起しです。

次に、整理番号16番、田1筆、1,961㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

21ページになります。整理番号17番、畑1筆、548㎡の贈与です。

続きまして、貸借について説明いたします。22ページになります。整理番号1番、田4筆、3,553㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、竹下代理の掘起しです。また、貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

23ページになります。整理番号2番、畑2筆、1,669㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、竹下代理の掘起しです。また、貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

整理番号3番、田1筆、3,017㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、竹下代理の掘起しです。また、貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

24ページになります。整理番号4番、畑1筆、598㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、竹下代理の掘起しです。また、貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

整理番号5番、田1筆、2,342㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、竹下代理の掘起しです。また、貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

整理番号6番、田1筆、1,352㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、竹下代理の掘起しです。

25ページになります。整理番号7番、田3筆、1,884㎡の使用貸借です。備考欄のとおり、竹下代理の掘起しです。

整理番号8番、26ページまでになります。田3筆、1,855㎡の貸貸借です。

以上、所有権移転17件、貸借8件、合計25件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第1号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番から4番の土地及び、申請人「受人」の報告を谷口委員に申し上げます。

谷口委員

議長。

尾山議長

谷口委員。

谷口委員

整理番号1番の贈与について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされております。農地の形状は、長方形です。農地周辺は、農地と宅地と混在しています。日照、接道、用排水の状況は、すべて良好です。作付け状況は、水稻と飼料作物です。受人は、水稻を中心に営農をされております。後継者は、現在いませんが、孫が将来は営農をする可能性もあります。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、何ら問題ないと判断しました。

続きますして整理番号2番から4番の申請農地を報告します。この農地は、整理番号2番から4番まで三者による交換です。

整理番号2番から4番の申請農地は、〇〇自治会内にあり、隣接しております。基盤整備もされており、農地と宅地と混在しております。日照、接道、用排水、全て良好です。

整理番号の3番の受人は、大工をしております。この農地につて

は、取得後は、露地野菜等を作付けするとの事です。周囲へ影響を及ぼすことのないよう農地を管理するとの事であり、何ら問題ないと判断します。

整理番号4番の受人は、専業農家です。後継者はいません。取得後は、水稻や露地野菜を作付けするとの事です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、何ら問題ないと判断しました。以上で報告を終わります。皆様のご審議方お願いいたします。

尾山議長 次に、整理番号5番の土地及び、申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号5番について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。畑は受人宅の近くにありますが。田は少し離れています。基盤整備はされていません。田の形状は、さほど悪くありません。畑の形状は、少変形しています。農地周辺は、農地と宅地に囲まれています。日照、接道及び用排水の状況は、特に問題ありません。田は、飼料作物が作付けされております。畑は、露地野菜が作付けされています。

受人は、〇〇自治会に在住しており、専業農家で、水稻や露地野菜の作付行っています。渡し人とは、従兄になります。後継者はいません。取得後は、田に水稻、畑に露地野菜を作付けされます。所有地の畦畔の管理は良好であります。地域との調和についても何ら問題ありません。皆様のご審議方お願いいたします。

尾山議長 次に、整理番号6番の土地及び、申請人「受人」の報告を稲田委員に代わって事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局

整理番号6番の農地について、稲田委員の調査報告を代読します。申請農地の場所は、〇〇自治会で、市道〇〇線の北側です。山林に接した畑地帯の一角で、南側と東側は茶畑ですが、日照、用・排水は良好です。これまでも受人が耕作されていた農地ですが、以前の錯誤から、今回耕作している畑の中の一部が渡し人名義となっていたもので、渡し人及び受人の間でお互い理解され、贈与するものです。

次に、受人の状況についてですが、稲作、和牛生産、露地栽培といった複合経営の農家で、後継者はおりませんが、一生懸命営農に取り組まれ、所有農地の管理は行き届いており、問題ないと判断思います。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

以上、代読により報告いたします。

尾山議長

次に、整理番号7番の土地を福迫委員に、申請人「受人」の報告を伊地知委員に代わって事務局にお願いします。まずは、福迫委員にお願いします。

福迫委員

議長。

尾山議長

福迫委員。

福迫委員

整理番号7番の農地について報告します。申請地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされています。〇〇隣にあります。申請農地の周辺は宅地です。日照、接道、用排水は良好です。昨年も水稻が作付けされていました。

尾山議長

次に事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

下原委員

整理番号7番の受人の状況について、伊地知委員の調査報告を代読します。受人は、稲作主体で露地野菜との専業農家です。後継者もおられます。農地の取得後は、稲作をするとのこと。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、問題はないと判断します。皆さまのご審議方をお願いします。以上、報告いた

します。

尾山議長

次に整理番号8番の土地及び申請人「受人」の報告を溝添委員に
お願いします。

溝添委員

議長。

尾山議長

溝添委員。

溝添委員

整理番号8番の申請農地、受人について報告します。申請地は、
〇〇自治会内にあります。〇〇公園から南に100m位のところに
あります。基盤整備はされておられません。周辺は、南側が宅地、後は
水田です。日照、接道、用排水は、良好です。

受人は、兼業農家です。後継者もいらっしゃいます。渡し人とは
親戚になります。地域との調和についても、所有農地の管理も行き
届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、
よろしく願いいたします。

尾山議長

次に、整理番号9番の土地及び、申請人「受人」の報告を杉元委員
に代わって事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

整理番号9番の農地について、杉元委員の調査報告を代読します。
申請農地は、〇〇自治会内にあり、基盤整備済みで、周辺一帯は水
田と住宅が混在しています。日照、接道、用排水は特に問題ありま
せん。申請農地の4筆のうち大字西郷295番、297番、331
番1については、転作によるイタリアンを作付け予定で、西郷78
3番2については、水稻を作付けします。

次に、受人の状況についてですが、稲作主体の兼業農家で、後継
者がおり、所有農地の管理も良く、問題ないと判断しました。以上、
代読により報告いたします。

尾山議長

次に、整理番号10番の土地及び、申請人「受人」の報告を田上委
員にお願いします。

田上委員
尾山議長
田上委員

議長。

田上委員。

整理番号10番の農地について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。申請地及びその周辺は、基盤整備がされていません。受人が所有する北側の隣接農地と合わせれば、形状の良い農地になります。東側は農道、西側は畑です。日照、接道、用排水問題ありません。

受人の営農状況は、建設業を営む兼業農家です。地域との調和についても、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長

次に、整理番号11番の土地及び、申請人「受人」の報告を谷口委員にお願いします。

谷口委員
尾山議長
谷口委員

議長。

谷口委員。

整理番号11番について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておきませんが、形状はいいです。申請農地の周辺は畑です。日照、接道、用排水は問題ありません。作付けとしては、キャベツが作付けしてありました。

受人は、林業を営む兼業農家です。後継者はあります。取得後は、露地野菜を作付けされるとの事です。畦畔等の管理や地域との調和についても、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長

次に、整理番号12番の土地及び、申請人「受人」の報告を山下委員にお願いします。

山下委員
尾山議長
山下委員

議長。

山下委員。

整理番号12番について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。〇〇の東に約300mの所にあります。基盤整備

は、10a区画でされています。農地の形状は、長方形です。周辺一帯は、水田であります。日照、用排水は良好です。接道は狭いですが、軽トラックは通行できます。取得後は、水稻と飼料作物を作付けされます。

受人の状況は、受人も〇〇自治会内に在住されており、会社の役員との兼業農家です。稲作と繁殖牛を営んでおられます。渡し人との関係は、隣人となります。36歳の長男が後継者になります。畦畔等の管理や地域との調和についても、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長

次に、整理番号13番の土地及び、申請人「受人」の報告を福迫委員にお願いします。

福迫委員

議長。

尾山議長

福迫委員。

福迫委員

整理番号13番について報告します。申請地及び周辺は、基盤性が済んでいません。申請地の形状は、長方形です。周辺は北側が山林、西側が住宅、東と南側が水田地帯です。接道、日照、用排水は良好です。

受人の営農状況は、水稻主体の専業農家で後継者もいます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長

次に、整理番号14番と15番の土地及び、申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理

議長。

尾山議長

竹下会長代理。

竹下会長代理

整理番号14番と15番を報告します。14番の申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は、昔の基盤整備が済んでおり、

長方形の農地で使いやすいです。周辺一帯は、水田と畑です。日照、接道、用排水に関しては、特に問題ありません。申請農地の作付け状況は、現在マルチが張っており、里芋の作付けがされていました。

受人は、〇〇自治会に居住していますが、親が〇〇自治会内に住んでいます。営農状況は、稲作や露地野菜の専業農家です。渡人との関係は、知人になります。後継者はいません。取得後は露地野菜を作付けするとの事です。畦畔の管理、地域との調和については特に問題ありません。

続きまして、15番の申請農地について報告します、この農地も〇〇自治会内にあります。農地の形状は、形のいい水田です。周辺一帯は、水田と畑に囲まれています。日照、接道、用排水に関しても、特に問題ありません。取得後は、水稻と露地野菜の作付けをしていくとの事です。

受人は14番と同一のため、省略します。何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長

次に、整理番号16番の土地を園田委員に、申請人「受人」の報告を溝添委員にお願いします。まずは、園田委員にお願いします。

園田委員

議長。

尾山議長

園田委員。

園田委員

整理番号16番の農地について報告します。申請農地は30haから40haの未整備地区です。この農地は、北側に県道があります。農地の形状は若干悪いです。周辺一帯は水田ですが、西側に住宅が点在しています。日照は良好です。基盤整備がしてありませんので、接道は悪いです。用排水は、U字溝が設置してありますが、この日照でも、水が流れているので、若干の湿田であると思われます。確認時点で耕起がされておりました。

尾山議長

次に、溝添委員にお願いします。

溝添委員

議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号16番の受人について報告します。受人は、〇〇自治会内に居住されています。営農状況は、稲作主体の専業農家で、後継者もいます。渡人との関係は、親戚になります。地域との調和は、周辺農家と協力していきたいとの事です。皆様のご審議方、よろしくお願ひします。

尾山議長 次に、整理番号17番の土地を増田委員に、申請人「受人」の報告を谷口委員にお願いひします。まずは、増田委員にお願いひします。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員

増田委員 整理番号17番の申請農地について報告ひします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はしてありません。申請農地は、進入道路が狭ひです。日照、排水は良好ひです。

尾山議長 次に、谷口委員にお願いひします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員

谷口委員 整理番号17番の受人について報告ひします。受人は、〇〇自治会内に居住されています。営農状況は、水稻主体の専業農家ひです。渡人との関係は知人ひです。後継者もいます。畦畔の管理、地域との調和については特に問題ありません。ご審議方、よろしくお願ひひします。

尾山議長 次に貸借、整理番号1番から5番の土地及び、申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いひひします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号1番から5番について報告ひひします。1番から5番までの受人は同一ひです。1番から5番までの申請農地は、隣接しており、〇〇自治会内にあります。〇〇橋の近くにあり、遊休化してひまし

た。周辺一帯は、水田、畑、山林が近くにあり、〇〇川と〇〇川に挟まれています。日照、接道は良好です。用排水については、これまで、川内川や鉄山川からポンプを利用していました。

受人は、夫妻で3年前にえびのに移住され、〇〇自治会に居住されています。旦那さんは、平成25年まで農業に関係がある仕事をされており有機農業に興味がありました。現在、えびの市内の農業法人で働いています。取得後は、農業法人で働きながら、有機栽培を基にした露地野菜を栽培していくとの事です。最初のうちは農地の除草作業を行うとの事です。畦畔の管理や地域との調和についてもしっかり行っていくとの事です。今後も皆さん見守っていただければありがたいと思っております。報告を終わります。

尾山議長

引き続き、貸借、整理番号6番と7番の土地及び、申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理

議長。

尾山議長

竹下会長代理。

竹下会長代理

整理番号6番と7番について報告いたします。6番の申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。農地の形状は、まあまあ良いほうです。周辺一帯は、水田、畑、山林に囲まれています。この辺はシカやイノシシがでるので、フェンスで囲ってあります。日照、接道、用排水は良好です。

7番の申請農地も、〇〇自治会内にあります。農地の形状は、そんなによくありません。周辺一帯は、水田と山林に囲まれています。日照、接道、用排水は良好です。

受人は、移住者ですが、農地を3haほど管理されており、畦畔の管理、地域との調和については特に問題ありません。報告を終わります。

尾山議長

次に、貸借、整理番号8番の土地及び、申請人「受人」の報告を溝添委員にお願いします。

溝添委員

議長。

尾山議長

溝添委員。

溝添委員

整理番号8番について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされています。周辺一帯は水田です。農地はきれいに耕運されています。日照、接道、用排水は、ともに良好です。

続きまして受人の状況について報告します。受人は、稲作主体の専業農家です。後継者もいます。地域との調和は、周辺農家と協力していきたいとの事です。皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計25件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第1号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

下原委員

議長。

尾山議長

下原委員。

下原委員

所有権移転整理番号14番と15番について質問します。ともに場所は、同じ杉水流で、農地の状況もともにそんなに悪くないと思いますが、面積も同じくらいなのに、価格が〇〇円と〇〇円ですがこの差額の理由について質問します。

竹下会長代理

議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 場所も近くであり、耕地整理すんでいて両方ともいい農地です。しかし、15番の渡人が固定資産税の評価額で良いという事でしたのでこの価格になり差がでました。

尾山議長 外に質疑はありませんか。
(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。
ここでしばらく休憩します。10時25分に再開します。
(休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局

事務局 それでは議案第2号「農用地利用集積計画について」説明します。今月の計画件数は、所有権移転6件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空欄となります。
28ページです。整理番号1番、畑1筆、946㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。竹下委員の掘起しです。
整理番号2番、28ページから29ページです。畑4筆、3,289㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。竹下委員の掘起しです。
整理番号3番、田1筆、3,012㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、823㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。山口委員の掘起しです。

30ページです。整理番号5番、田1筆、502㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。伊地知委員の掘起しです。

整理番号6番、畑5筆13, 716㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。公社の農地売買等事業の売渡です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第2号の審議に入ります。

整理番号1番と2番の譲受人は、田中委員が役員である法人であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき田中委員の退席を求めて審議します。田中委員の退席をお願いします。

(田中委員退席)

尾山議長

それでは、整理番号1番と2番について、各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。整理番号1番と2番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田中委員の退席を解きます。

(田中委員着席)

尾山議長 それでは、整理番号1番と2番を除く、議案第2号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。整理番号1番と2番を除く議案第2号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第2号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に議案第3号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第3号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。今月の計画件数は38件です。申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

整理番号1番、田3筆、4,418㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、1,938㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田1筆、2,095㎡の使用貸借です。

整理番号4番、畑3筆、1,080㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田2筆、1,688㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田2筆、2,037㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田1筆、1,067㎡の賃貸借です。

整理番号8番、田3筆、5,469㎡の賃貸借です。

整理番号9番、田1筆、2,908㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田4筆、11,634㎡の賃貸借です。

整理番号11番、田3筆、3,025㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田2筆、3, 134 m²の賃貸借です。

整理番号13番、田5筆、4, 438 m²の賃貸借です。

整理番号14番、田1筆、2, 147 m²の賃貸借です。前原委員の掘り起しです。

整理番号15番、田3筆、3, 803 m²の賃貸借です。

整理番号16番、田1筆、981 m²の賃貸借です。

整理番号17番、田2筆、3, 703 m²の賃貸借です。

整理番号18番、田2筆、5, 802 m²の賃貸借です。前原委員の掘り起しです。

整理番号19番、田2筆、1, 524 m²の賃貸借です。

整理番号20番、田5筆、3, 593 m²の賃貸借です。

整理番号21番、田1筆、326 m²の賃貸借です。

整理番号22番、田2筆、1, 277 m²の賃貸借です。

整理番号23番、田1筆、625 m²の賃貸借です。福迫委員の掘り起しです。

整理番号24番、田1筆、927 m²の賃貸借です。

整理番号25番、田1筆、3, 307 m²の賃貸借です。下原委員の掘り起しです。

整理番号26番、田1筆、885 m²の賃貸借です。下原委員の掘り起しです。

整理番号27番、田4筆、1, 695 m²の賃貸借です。

整理番号28番、田1筆、2, 011 m²の賃貸借です。

整理番号29番、田9筆、7, 962.77 m²の賃貸借です。

整理番号30番、田1筆、2, 405 m²の賃貸借です。

整理番号31番、田3筆、1, 100 m²の使用貸借です。

整理番号32番、田6筆、2, 923 m²の賃貸借です。

整理番号33番、田1筆、982 m²の賃貸借です。

整理番号34番、田2筆、1, 850 m²の賃貸借です。

整理番号35番、田13筆、8,666㎡の賃貸借です。こちらは備考欄に記載のとおり福迫委員の掘起しです。

整理番号36番、田1筆、2,064㎡の賃貸借です。

整理番号37番、田1筆、505㎡の賃貸借です。

整理番号38番、畑1筆、5,607㎡の使用貸借です。前原委員の掘り起しです。

以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること及び、農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第3号の審議に入ります。整理番号7番の貸付先は、下原委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき下原委員の退席を求めて審議します。下原委員の退席をお願いします。

(下原委員退席)

尾山議長

それでは、ただ今から整理番号7番について各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号7番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。下原委員の退席を解きます。

(下原委員着席)

尾山議長

それでは、整理番号7番を除く、議案第3号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号7番を除く、議案第3号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第3号については、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用促進計画の作成を要請します。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」と議案第5号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

40ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、畑1筆、667㎡を駐車場敷地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和5年6月5日から6月15日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、を自己資金により対応されます。その他につきましては自己労力となります。雨水については地下浸透にて処理します。

続けて、議案第5号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。41ページをお開きください。今月の証明願い件数は1件です。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

42ページをお開きください。整理番号1番、場所が、大字〇〇、畑1筆、115㎡です。申請理由は原野です。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第4号と議案第5号について

については、4月27日に、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員長から報告をお願いします。

下原第1小委員長 議長。

尾山議長 下原第1小委員長。

下原第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、4月27日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第5条1件、非農地証明願い1件、計2件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

議案第4号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は、隣接地で飲食店を営んでおり今回、駐車場を取得したく、適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北側に約3.3キロのところに位置します。申請地の状況は、北側は公衆用道路、南側は雑種地、西側・東側はため池に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第5号非農地証明願いについてご説明いたします。整理番号1番についてご説明いたします。申請地区は〇〇地区でございます。現況は原野となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第5条1件、非農地証明願い1件、計2件につきまして、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

議長

事務局。

事務局

判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。

また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第4号と議案第5号の計2件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長

ただいま、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第4号と議案第5号に対する第1小委員長の判断は、許可相当でありますの判断は、許可等相当であります。

また、事務局の判断も許可等相当であります。お諮りいたします。

議案第4号と議案第5号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。議案第4号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第5号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時45分